

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

大阪府泉南市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 六尾地区

(1) 現況

本地域は、中山間部に位置し、地域の一部は圃場整備により農道、水路が整備され、水稻をはじめ裏作ではキャベツ、青ネギ等の作付など農作業の盛んな地域である。一方で、維持管理を行う農業従事者の高齢化や担い手不足などの課題もあり、今後とも地域の農業振興及び農空間の保全を図るためには農業用水路をはじめとする施設の適切な保全管理を農業従事者だけでなく地域住民と一体的に行うことが重要な地域である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 男里地区

(1) 現況

本地域は市内でも平地部に位置し、周辺の市街地と田畑が隣接する地域であるが、その中でも双子池を水源とし、水稻を中心にキャベツ、里芋などの作付を組み合わせた農作業が行われている地域である。一方で、維持管理を行う農業従事者の高齢化や担い手不足などの課題もあり、今後とも地域の農業振興及び農空間の保全を図るためには農業用水路をはじめとする施設の適切な保全管理を農業従事者だけでなく地域住民と一体的に行うことが重要な地域である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	六尾地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	男里地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし